

## 平成29年度 さいたま市立栄小学校いじめ防止基本方針（改訂版）

### I はじめに

本校の学校教育目標である「人間性豊かな心」及び目指す児童像である「思いやりのある子」の育成を推進するにあたり、児童の心身の健全なる成長や人格の形成は欠かせない。しかしながら、いじめ問題はそれを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成の重大な妨げとなり得るものである。

いじめは本校でも、どの学級、どの児童にも起こりうるという共通認識の下、教職員、保護者、地域住民、関係機関、専門機関等と連携を図りながら、いじめが起きない学校、いじめを許さない集団をつくるために「さいたま市立栄小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

### II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 本校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校全体の組織的な対応につなげる。
- 2 本校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 3 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 4 いじめ解消後も、該当児童と関係児童等の人間関係について注意深く観察を行い、再発防止を徹底し、被害児童を徹底して守り通す。
- 5 本校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育等の充実を図り、児童への指導を組織的かつ継続的に行う。

### III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 1 「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。
- 2 いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。
  - (1) いじめに係る行為が止んでいること。  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（3か月目安）継続していること。
  - (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。  
被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### IV 組織

- 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）
  - (1) 目的 学校におけるいじめの防止、早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため。
  - (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、教護教諭、特別支援教育コーディネーター、研修主任、学校地域

連携コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、主任児童委員、民生委員、学校評議員

※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。尚、構成員には守秘義務を課すものとする。

(3) 開催

- ア 定例会（年2回 6月及び2月に開催するものとする）
- イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催する）
- ウ 臨時委員会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催する）

(4) 内容

- ア 榮小いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、及び取組の進捗状況の把握、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識の啓発
- ウ 児童や保護者・地域住民に対する情報発信と意識の啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約、事案への対応
- カ 重大事態への対応
- キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づく、いじめの防止等に係る行内研修の実施
- ク 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかについての点検と見直し

2 なかよし委員会

(1) 目的 いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止及びいじめの撲滅等の取組を推進する。

(2) 構成員 児童会長、児童副会長、児童会書記、各委員会委員長

(3) 開催

- ア 定例会（年2回 5月と10月に開催するものとする）
- イ 臨時委員会（重大事案等が発生した場合、必要に応じて開催する）

(4) 内容

- ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
- イ 話し合いの結果を学校に提言する。
- ウ 提言した取組を推進する。

**V いじめの未然防止**

1 学校いじめ防止プログラムの取組

(1) 道徳教育の充実

ア 教育活動全体を通して

○「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教職員の協力体制を整える。

○道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

イ 道徳の時間を通して

○「いじめ撲滅強化月間（6月）」に、「2 主として他の人とのかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

(2) 「いじめ撲滅強化月間（6月）」の取組を通して

実施要項に基づき、本校や児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

・児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり

- ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」等を活用した、いじめ未然防止に向けた学級担任による指導
- ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

(3) 「人間関係プログラム」を通して

ア 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」に「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

イ 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

ウ「人間関係プログラム」に係わる調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団作りに努める。

(4) 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそのことを否定する場面が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

- ・対象 5, 6年生 ・実施時期 5年生 2学期、6年生 1学期

(5) 非行防止教室を通して

- 埼玉県警生活安全部少年課、非行防止指導班「あおぞら」による講演

- ・対象 全学年 ・実施時期 9月

(6) メディアリテラシー教育を通して

- 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- ・児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

- ・対象 6年生 ・実施時期 7月

## 2 その他の取組

(1) 人権教育の推進

(2) 読書活動・体験活動の充実

(3) さいたま市子ども会議（近隣の小中学校の代表が、年に数回集まりいじめ防止の方策について話し合う）

(4) いじめ防止シンポジウム（さいたま市内の全小中学校が年に1回集まり、各校のいじめ防止の取組について共有する）

(5) 心を潤す4つの言葉推進運動（11月・「おはようございます」「ありがとうございます」「ごめんなさい」「はい」）

## VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

### 1 日頃の児童の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。

- ・情報に基づき、速やかに対応すること。
- (1) 健康観察 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
- (2) 授業中 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き、隣と机が離れている 等
- (3) 休み時間 独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5) クラブ・委員会 無断で休む、ペアにならない。雑用をやらされている。
- (6) 登下校 独りぼっち、荷物をもたせられる 等
- 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
  - (1) アンケートの実施 5月、10月、1月
  - (2) アンケートの結果 学年・学校全体で情報共有する。
  - (3) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談した児童について、記録をとり保存する。面談内容を保護者・学年・学校全体で情報共有する。
- 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告
  - (1) 簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係わる状況調査」に反映させる。
  - (2) いじめを認知したときは、「いじめに係わる対応の手引き」に基づき適切に対応する。
- 4 教育相談週間（日）の実施
  - (1) 7月末と11月の年2回、教育相談週間を設定する。
  - (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
    - ① 毎月「のびのび相談デー」の開催
    - ② さわやか相談室の充実
    - ③ 各児童との個人面談週間の設定（11月）
- 5 保護者アンケートの実施
  - (1) アンケートの実施 12月
  - (2) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談した児童について、保護者・学年・学校全体で情報共有をする。
- 6 地域からの情報収集
  - (1) 民生委員・主任児童委員 8月上旬の協議会で、児童及び地区の情報を収集する。
  - (2) 学校評議員連絡会 5月、2月の連絡会で、児童及び地区の情報を収集するとともに、学校のいじめ防止活動についての意見をいただく。
  - (3) S S N協議会 10月の協議会で、児童および地域の情報を収集する。

## Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。なお、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告するものとする。

- 校長は、構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催し、いじめ防止に全校をあげて取り組ませる。重大事案については、逐次、市教委と連絡を取り合い、市教委の指導を受け、組織的な対応の全体指揮を行う。
- 教頭は、校長を補佐する。併せて、警察等の対外機関との窓口となり調整を行う。
- 教務主任は、校内のいじめに係わる情報の総括を行い、いじめ対策委員会の資料をつくるとともに、日程調整等を行う。研修主任と協力して、教職員がいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画する。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを受けてきた児童

の安全を確保する。いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。いじめに関係した児童の保護者と連絡をとり、共通理解を図り、協力して事後指導にあたる。

- 学年生徒指導担当は、担当する学年の児童の情報収集を行い、学年主任と生徒指導主任に報告する。
- 学年主任は、担任を補助する。併せて、学年会で担当学年の情報共有、指導連携を図る。教頭に児童の情報と指導過程を逐次、報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員で共通理解できる体制を整備する。校内のコーディネーターとして、関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、いじめにかかわる児童（加害・被害）の心の安定を図るように、校内の体制をつくる。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、日々の保健室の来室者の言動や表情から情報を収集し担任と教頭に報告をする。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に情報の提供を行う。

#### Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
  - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
    - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合           等
  - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
    - ・ 年間30日を目安とする。
    - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。
  - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
  - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

#### ※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

### 1 職員会議

- (1) いじめ防止基本方針の周知徹底を図る。
- (2) 取組評価アンケートの検討、アンケート結果の検証を行う。この過程を通して、教職員の共通理解を図り、協働していじめ防止に取り組む。

### 2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」
  - 発達段階に応じた授業規律
  - 児童が自分のよさを発揮できる指導計画・授業形態の工夫改善
- (2) 生徒指導・教育相談にかかわる研修
  - 児童理解、カウンセリングマインドの技能を高める研修会
  - いじめにかかわる事例研修
  - 小中の教職員が合同でいじめにかかわる事例研修
- (3) 情報モラル研修
  - インターネットを通じたいじめの事例研修

## X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止の取組を実施するため、いじめ防止基本方針が、本校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを確立する。

### 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間 2月とする。

### 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期 3月（年1回）
- (2) いじめ対策委員会の開催時期 6月、2月（年2回）
- (3) いじめの問題に関する行内研修の開催時期（予定）
  - ・ 5月26日（金）：学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修
  - ・ 7月21日（金）：特別支援教育に関する研修
  - ・ 8月21日（月）：小・中一貫教育合同研修会（道徳・ICT）
  - ・ 8月22日（火）：生徒指導に係る伝達研修
  - ・ 8月22日（火）：教育相談に関する研修
  - ・ 8月23日（水）：情報教育に関する研修

○ いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策

			児童にかかわること	保護者にかかわること
①いじめの未然防止に関すること			<p>○教師自らの体験を語るなどして、世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳、特活、総合)</p> <p>○学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。</p> <p>○「心のノート」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。</p> <p>○自己有用感と正しい判断力(自己指導能力)を身に付けさせる。</p> <p>○進んで奉仕体験活動に取り組みせ、責任感と協働意識を醸成する。</p> <p>○さくら草栽培や掲示教育・音楽教育を通して、児童に豊かな情操を育む。</p> <p>○生活のルール、学習の約束等を守る意識を高める。</p>	<p>○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。</p> <p>○スマートフォンやインターネットを使うルール作りを行う。</p> <p>○友達の気持ちを踏みにじったり、傷つけることの重大さを日頃から子どもに伝える。</p> <p>○家庭や地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。</p> <p>○社会的に許されない子どもの言動には「叱ることのできる親」、頑張ったときには「褒められる親」、苦しんでいるときには「支えられる親」を意識する。</p>
②いじめの早期発見に関すること			<p>○児童が集団から離れて一人で行動しているときは、声をかけて話を聴く。</p> <p>○心と生活のアンケートや個人面談を実施したり、休み時間や放課後等を利用して、児童から情報を収集する。</p> <p>○いじめ相談電話やいじめ相談窓口の利用方法を児童に周知する。</p> <p>○上履き・机・椅子・学用品・持ち物・掲示物等へのいたづらや嫌がらせには、直ぐに対応し、事実関係を明らかにする。</p>	<p>○子どもとの会話をできるだけ多くとり、情報収集に努めるとともに、子どもの精神の安定を図る。</p> <p>○服装の汚れや乱れに気を配る。</p> <p>○子どもの身体状況に留意し、怪我やあざ等があった場合、原因を確認する。</p> <p>○子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えていないか観察する。併せて、家庭内の金品の持ち出しにも配慮する。</p> <p>○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気や普段からつくっておく。</p> <p>◎保護者がいじめを確認した場合は、速やかに学校に連絡をする。</p>
③いじめの早期対応に関すること	1 暴力を伴ういじめの場合	いじめられた側	<p>○本人や周辺からの事実をすべて聞き取り、身体的・精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。</p> <p>○休み時間や登下校の際も教師による見守りを行い、被害が継続しない体制を整える。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p>	<p>○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聴くようにする。</p> <p>○学校は保護者に対して、いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、保護者に協力をしてもらおう。</p>
		いじめた側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p> <p>○さわやか相談員、スクールカウンセラー、市教委、児童相談所、大宮西警察署等の関係機関と連携をとる。</p>	<p>○学校はいじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聴くようにする。</p> <p>◎被害児童、保護者に対して、適切な対応と誠心誠意、気持ちを表すように伝えていく。</p>